

Information

平成 21 年生まれの児は 申請期限が近づいています

産科医療補償制度の補償申請期限は満 5 歳の誕生日までであり、制度発足の平成 21 (2009) 年に生まれた児は今年 4 歳となり、補償申請期限が近づいています。しかし、補償対象と認定される可能性のある児が、いまだ多く申請されずに残っていると考えられます。

補償対象と考えられる児が、満 5 歳の誕生日を過ぎたために補償が受けられないことを防ぐために、公益財団法人日本医療機能評

価機構において、現在制度の利用に関する呼びかけを行なっております。

皆さまの周りに補償対象と考えられるお子さまがいらっしゃいましたら、補償申請をお勧めください。補償対象となる範囲および申請に関する具体的な手続きなどにつきましては、産科医療補償制度コールセンターまでご相談されるか、産科医療補償制度ホームページをご参照ください。

● 問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 0120-330637

受付時間：9：00～17：00

(土日祝除く)

産科医療補償制度の申請期限は 満 5 歳の誕生日までです



産科医療補償制度は
重度脳性まひのお子様とご家族を支援する制度です

補償対象

●平成21年1月1日以前に出生したお子様で、次の条件すべてを満たす場合、補償の対象となります。

在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

先天性や産生期間の要因による脳性まひ

※胎児の死産または流産の場合は、補償の対象となりません。

※補償の対象と認定されること、補償金が支払われることともに、補償金と補償金の受取が併存する場合があります。

※詳細については、当センターのホームページ、各自治体のホームページでご確認ください。

0120-330637

産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 03-5800-2231

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

公益財団法人 日本医療機能評価機構

下記ホームページより、妊産婦向けのパンフレットがダウンロードできます。

産科医療補償制度ホームページ
<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>